

事前の届出が必要です！

- ◆ 一定規模以上の住宅の開発・建築行為
- ◆ 誘導施設の建築を目的とする開発・建築行為
- ◆ 誘導施設の休廃止

届出の対象となる行為

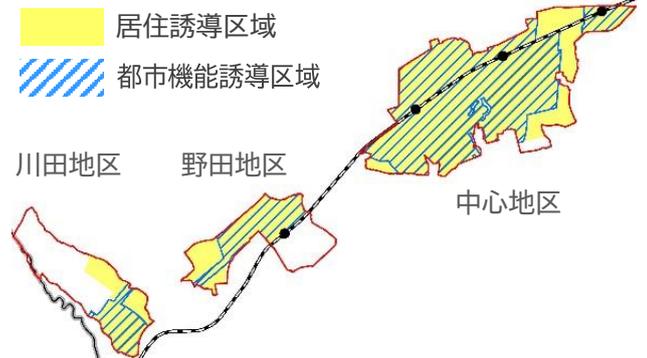
1 都市機能誘導区域<sup>※1</sup>外における次の行為(法第108条第1項)

開発行為

- 誘導施設<sup>※2</sup>を有する建築物の建築を目的とする開発行為

建築行為

- 誘導施設<sup>※2</sup>を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、または用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合



※1 居住・都市機能誘導区域図

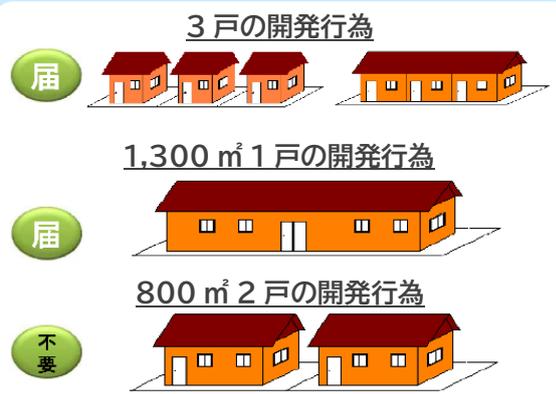
2 都市機能誘導区域<sup>※1</sup>内における次の行為(法第108条の2第1項)

- 誘導施設を休止、または廃止しようとする場合

3 居住誘導区域<sup>※1</sup>外における次の行為(法第88条第1項)

開発行為

- 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合



建築行為

- 3戸以上の住宅の建築を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



※2 届け出が必要になる誘導施設については裏面をご覧ください。

## 届出が必要な誘導施設

都市機能の種類		都市拠点		副次都市拠点		施設の定義
		中心地区	野田地区	川田地区	川田地区	
行政施設	本庁舎	●	—	—		・地方自治法第4条第1項及び新都市の事務所の位置を定める条例に規定する新都市役所
医療施設	病院	●	○	○		・医療法第1条の5第1項に規定される病院(愛知県東三河北部医療圏の基幹病院を除く)
商業施設	食料品スーパー	●	●	○		・食料品の販売の用に供する床面積が1,000㎡を超える施設
公共施設	福社会館	●	●	—		・地方自治法第244条の2に規定する公の施設のうち福社会館
	生涯学習施設	●	—	—		・地方自治法第244条の2に規定する公の施設のうち生涯学習施設
	保健センター	○	—	—		・地域保健法第18条に規定される市町村保健センター
	子育て支援センター	●	—	—		・児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設
	児童館	○	—	—		・児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設
	図書館	●	—	—		・図書館法第10条に規定される図書館
	文化施設	●	—	—		・地方自治法第244条の2に規定する公の施設のうち文化施設(歴史、地理的要件等により誘導すべきでない施設については除く)
	交流・子育て施設	○	—	—		・施設の詳細について検討が進んだ段階で追記予定
その他の施設	銀行等	●	○	○		・出入金ができる銀行等の本店及び支店

【凡例】 ●:維持する施設 ○:誘導する施設

## 届出の流れ

届出書は行為に着手する **30 日前までに都市計画課へ1部提出してください。**

- 開発・建築行為等、施設休廃止の計画
- ▼
- 事前相談
- ▼
- 届出書の提出(着手の**30 日前まで**)
- ▼
- 開発許可申請・建築確認申請等手続き
- ▼
- 開発・建築行為等、施設の休廃止の着手

### 留意点

- ・届出は都市計画法に基づく開発許可申請や建築許可申請に先行して提出してください。
- ・添付書類は都市計画課ホームページや手引きを参照してください。
- ・届出書の様式は都市計画課ホームページでダウンロードしてください。
- ・受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、副本を用意してください。
- ・届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき、30万円以下の罰金に処される場合があります。
- ・届出に関する規定は、宅地建物取引業法第35条における重要事項説明の対象になります。

【問い合わせ先】 新都市役所 建設部 都市計画課  
 〒441-1392 愛知県新都市字東入船115番地  
 電話 0536-23-7640 / FAX 0536-23-7047